

令和6年度歳末たすけあい見舞金支給事業実施要項

(目的)

第1条 社会福祉法人常総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が歳末たすけあい運動の一環として行う歳末たすけあい見舞金（以下「見舞金」という。）支給事業実施にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象世帯)

第2条 見舞金支給事業の対象は令和6年10月1日現在、次の（1）から（3）すべての条件に該当する世帯とする。ただし、6カ月以上入院もしくは施設入所をしているものは対象外とする。

- （1） 常総市内に6か月以上居住している世帯
- （2） 世帯全員の市県民税が今年度非課税である世帯
- （3） 生活保護を受給していない世帯

(見舞金額)

第3条 見舞金額は、今年度の募金実績と申請件数により、歳末たすけあい見舞金の予算の範囲内で支給できる金額とする。ただし、同一住所の場合には別世帯であっても同一世帯として見舞金額を算出する。

(申請方法)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者は、下記の書類を用意し申請する。

- （1） 歳末たすけあい見舞金支給申請書（様式第1号）
- （2） 世帯全員の市県民税非課税証明書
- （3） 住民票謄本（世帯全員分が記載されているもの）

2 申請書類は次のいずれかの窓口へ提出するものとする。

- （1） 常総市社会福祉協議会石下事務所
- （2） 常総市社会福祉協議会水海道事務所
- （3） 常総市役所 社会福祉課
- （4） 常総市役所石下庁舎 暮らしの窓口課

(申請期間)

第5条 令和6年10月15日（火）から令和6年11月5日（火）までとする。

(支給方法)

第6条 見舞金は、民生・児童委員の協力により令和6年12月中に支給する。

(申請の却下)

第7条 会長は、申請が要項第2条の支給対象世帯に該当しないと判断した場合、支給申請却下通知（様式第2号）により申請者へその旨を通知する。

(個人情報の取り扱い)

第8条 申請者の個人情報は、本会が実施する福祉の情報提供や訪問及び見守り活動、防犯防災活動ならびに市役所や民生・児童委員等の関係機関への情報提供に活用できるものとし、当会規程により適正に取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。